注目情報

製品中の有機フッ素化合物(PFAS)分析はお任せください!

製品中の有機フッ素化合物(PFAS、ピーファス)は、POPs 条約*1、REACH 規制、化審法*2による規制の対象になっています。今後も規制が強化される予定であり、分析のニーズが高まっています。当社では、製品中の PFAS について、以下の項目の分析を承っています。

	項目 分析方法∶溶媒抽出−LC/MS/MS 法(CEN/TS 15968 準拠)	略称 (読み方又は別名)	定量下限(ppb)
NEV	ペルフルオロブタンスルホン酸	PFBS(t°-I7t*-IX)	5
	ペルフルオロヘキサンスルホン酸	PFHxS(ピーエフヘクスエス)	5
	ペルフルオロオクタンスルホン酸	PFOS(L°-7 ₇ X)	5
	ペルフルオロヘキサン酸	PFHxA(ピーエフヘクスエー)	5
NEV	ペルフルオロヘプタン酸	PFHpA(ピーエフヘプタエー)	5
	ペルフルオロオクタン酸	PFOA(ピーフォア)	5
	ペルフルオロカルボン酸類(C9-C14) ^{※3}	C9-C14 PFCAs	5
	ペルフルオロカルボン酸類(C9-C21) ^{※4, 5}	C9-C21 PFCAs	10
	C9:ペルフルオロノナン酸	PFNA(C9 PFCA)	2
	C10:ノナデカフルオロデカン酸	PFDA(C10 PFCA)	5
	C11:ヘニコサフルオロウンデカン酸	PFUnDA(C11 PFCA)	5
	C12:トリコサフルオロドデカン酸	PFDoDA(C12 PFCA)	2
	C13:ペンタコサフルオロトリデカン酸	PFTrDA(C13 PFCA)	2
	C14:ヘプタコサフルオロテトラデカン酸	PFTDA (C14 PFCA)	2
	C15:ノナコサフルオロペンタデカン酸	PFPeDA(C15 PFCA)	10
	C16:ヘントリアコンタフルオロヘキサデカン酸	PFHxDA(C16 PFCA)	10
	C17:ペルフルオロヘプタデカン酸	PFHpDA(C17 PFCA)	10
	C18:ペンタトリアコンタフルオロオクタデカン酸	PFODA (C18 PFCA)	10
	C19:ペルフルオロノナデカン酸	PFNDA(C19 PFCA)	10
	C20:ノナトリアコンタフルオロエイコサン酸	C20 PFCA	10
	C21:ペルフルオロヘンエイコサン酸	C21 PFCA	10

- ※1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- ※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ※3 ペルフルオロカルボン酸類のうち、炭素数が 9 から 14 のもの
- ※4 ペルフルオロカルボン酸類のうち、炭素数が 9 から 21 のもの
- ※5 C15, 17, 19, 20, 21 PFCA については、標準物質がないため、C15 は C14、C17 は C16、C19, 20, 21 は C18 の標準物質を用いて定量を行います。

ご不明な点は、分析担当者 長谷川、田沼(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問合せください。



〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪2051番地2 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL:https://www.knights.co.jp

スルホン酸系

カルボン酸系